

第7回桶川市振興計画審議会の開催結果

〈実施結果概要〉

【開催日】令和4年7月30日（土）

午前9時30分から午前11時15分まで

【開催場所】市役所 会議室402

【出席委員】11名 ※1名欠席

【役職】会長：大沢委員（学識経験）

副会長：水村委員（教育委員会委員）

【傍聴者】1名

【審議等】

- ・将来像を説明する文章について審議。
- ・土地利用を説明する文章と土地利用方針図について、審議。
- ・計画の名称について審議。

別記様式（第3条関係）

会議録（1）〈要約〉

会議の名称	第7回桶川市振興計画審議会
開催日時	令和4年7月30日（土） （開会）午前9時30分、（閉会）午前11時15分
開催場所	桶川市役所 会議室402
主宰者の氏名	企画財政部企画調整課
議長の氏名	大沢会長
出席者氏名 （委員）	水村副会長、岩崎委員、岡安委員、新島委員、井上委員、秋山委員、 荒井委員、中村委員、澁谷委員、永井委員
欠席者氏名 （委員）	吉田委員
説明員氏名	企画財政部企画調整課、ランドブレイン株式会社
事務局職員 職名及び氏名	企画財政部 川邊部長、野口副部長 企画調整課 向井課長、篠原係長、野原主任
会議事項	議 題
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 概要説明 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第6回審議会の結果について 3. 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 将来像について (2) 土地利用について (3) 計画の名称について 4. 事務連絡等
会議事項	決定事項等
	<ul style="list-style-type: none"> ・将来像を説明する文章について、了承。文章の軽微な修正は事務局に一任する。 ・土地利用について、「適切な土地利用の誘導を図ります」という文言は、「適切な土地利用の誘導と規制を図ります」、「農地の保全、活用を図り、都市近郊農業の振興を図ります。」という文言は「都市近郊農業及び関連産業の振興を図りながら、農地の活用、保全を進めます。」と改めた上、了承。 ・計画の名称は、桶川市第六次総合計画とする。 ・審議内容を踏まえ、誤字等を確認の上、基本構想（素案）のパブリック・コメントを実施することとする。
配布資料	
<ul style="list-style-type: none"> ・第6回桶川市振興計画審議会の開催結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【資料1】 ・将来像案について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【資料2】 ・土地利用について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【資料3】 ・基本構想（素案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【資料4】 	

議事の経過	
発言者	発言内容
概要説明 (1) 第6回審議会の結果について	
事務局	資料1に基づき、事務局より説明。
会長	事務局からの説明について、何かご質問はありますか。
委員	なし。
議事 (1) 将来像について	
事務局	資料2に基づき、事務局より説明。
会長	事務局からの説明について、何かご意見ご質問はありますか。
委員	なし。
会長	それでは、将来像を説明する文章については、事務局案のとおりとし、文章の軽微な修正等は事務局に一任するというところでよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
議事 (2) 土地利用について	
事務局	資料3に基づき、事務局より説明。
会長	土地利用については、第五次総合振興計画の考え方を踏襲することとし、事業の進捗など実情に即した時点修正を図るとの事務局案でした。この中で、上尾道路の沿道軸の土地利用については、交通利便性を生かし、物流施設などの立地について明記していくとのことでした。 事務局からの説明について、何かご意見ご質問はありますか。
委員	資料3.P2.「3) 自然と暮らしが調和するまちづくり」の説明で、「農地の保全、活用を図り、都市近郊農業の振興を図る」とありますが、耕作放棄地が拡大する中で、農地をしっかりと耕作し利活用を図ることが、農地の保全につながると思います。そういった意味で、「活用」と「保全」の語順を入れ替えるべきだと思います。【意見】
会長	農地を活用することが、農地の保全につながるので、語順を入れ替えてはどうか、とのご意見でした。他にこの部分について、ご意見はありませんか。
委員	「都市近郊農業の振興を図る」という記載について、「都市近郊農業及び関連産業の振興を図る」とすると、農業の振興に向けて、これに関連する産業、例えば道の駅の利活用などの話にも繋がり、施策や事業のつながりがイメージしやすくなると思います。【意見】

会長	<p>それでは、この部分については、「都市近郊農業及び関連産業の振興を図りながら、農地の活用、保全を進めます。」と改めたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>他に土地利用について、ご意見ご質問のある方はいらっしゃいますか。</p>
委員	<p>本市を縦断する上尾道路の沿道は市街化調整区域のため、ドライバーの休憩施設や沿道型サービス施設など限られた施設しか立地できないと承知しています。</p> <p>今回、物流施設の追加にあたり、何か法改正等があったのでしょうか。</p>
事務局	<p>委員ご指摘のとおり、ガソリンスタンドやドライブインのような道路利用者のための施設は、上尾道路沿道でも立地が可能です。</p> <p>一方で、今回新たに追加した「物流施設」は現行法の枠組みでは、特別な要件を満たす場合に限り、立地の可能性があります。ただし、上位計画との整合性があることが前提条件となります。</p> <p>このため、鴻巣への上尾道路の延伸などによる将来的な交通需要の増加や、昨今の物流需要の高まりを背景とし、「広域交通網をいかすまちづくり」として、次期計画では、沿道の土地利用として、「物流施設」を明示することとしております。</p>
会長	<p>コロナ禍により以前にも増してモノの動きが活発になっています。時代の変化に応じて、土地利用の可能性を広げていく必要もあると思います。</p> <p>他にご意見ご質問のある方はいらっしゃいますか。</p>
委員	<p>現在、桶川北本 IC 周辺東部地区で物流施設等の大規模な企業誘致が進められていますが、物流施設だけでなく川田谷地区の農地をいかした施設、例えば、農家レストランのようなものがあったらよいと思います。【意見】</p>
事務局	<p>レストラン等の飲食施設については、今後、上尾道路Ⅱ期区間（北本市石戸宿－鴻巣市箕田）の開通に伴う交通量の増加により、立地が進むことも想定されます。</p> <p>このため、沿道軸の説明では、「交通利便性をいかした適切な土地利用を図る」という表現としているところです。農家レストランなど、地産地消や六次産業化に結びつく施策については、昨今、立地に向けた法改正も進んでおり、前期基本計画や関連諸計画の中で検討してまいりたいと考えております。</p>
副会長	<p>沿道軸の記載について、「物流施設など」となっていますが、「など」には、どのようなものが含まれますか。</p>
事務局	<p>「物流施設など」については、広域交通網としての交通利便性をいかした土地利用を図るという主旨になり、長期的な道路需要の変化を踏まえ、物流施設に用途を限定しないこととしています。</p>

委員	<p>今後、農家の高齢化が進むと、耕作放棄地がますます増えると思います。こうしたことも念頭に、上尾道路沿道の土地利用を検討していく必要があると思います。【意見】</p>
事務局	<p>交通利便性をいかした土地利用として、今回「物流施設など」を明示することとしています。結果、耕作放棄地の抑止につながる部分もあると考えています。</p>
委員	<p>沿道サービス施設について、将来的に自動車の燃料は、ガソリン等から電気や水素へシフトしていくこととなります。ガソリン等の給油は、5分程度ですが、電気の場合は、充電に数十分はかかることとなります。</p> <p>このような環境の変化、充電中の時間に価値を見出し、サービスを提供していくようなことも考えていく必要があります。【意見】</p>
副会長	<p>将来的には、EV車の充電時間は現在より短縮されると思いますが、充電場所などの社会インフラの整備は必要だと思います。【意見】</p>
委員	<p>現在、事業を進めている「道の駅（仮称）おけがわ」は、高速道路の休憩施設の不足解消に向け、国が実施している高速道路からの一時退出を可能とする社会実験の対象となっています。これにより、インターチェンジを降りて2時間、道の駅をサービスエリアのように利用することが可能となり、様々な可能性が期待できます。【意見】</p>
委員	<p>社会実験により、圏央道を降りて道の駅で休憩することが可能となりますが、道の駅以外にも市外から桶川を訪れたいようなまちづくりが必要だと思います。【意見】</p>
会長	<p>現在、新大宮上尾道路が、さいたま市円阿弥から上尾市堤崎区間まで事業化されています。将来的には、高速を降り、道の駅で休憩した後、圏央道を利用することも想定されます。</p> <p>広域から訪れる多くの道路利用者に道の駅を利用してもらい、地場産品の購入や観光情報の発信を通じ、地域の活性化につなげていく、そういった意味で、道の駅は非常に重要な拠点となります。</p>
委員	<p>沿道の商業的なサービス施設というニュアンスをこめ、「上尾道路沿道では、沿道型サービス施設や物流施設など交通利便性をいかした適切な土地利用を図ります。」といった表現はどうでしょうか。【意見】</p>
委員	<p>新大宮上尾道路は将来的にさらに延伸し、圏央道と接続します。これにより、上尾道路の交通量にも変化が生じると思います。</p> <p>10年先は沿道型サービス施設の需要があるかもしれませんが、20年後は新大宮上尾道路の延伸により、需要に変化が生じるかもしれません。</p> <p>長期的な視点で考えると、沿道型サービス施設という文言は追加せずに、「物流施設など」に含まれていると整理した方がよいと思います。【意見】</p>
副会長	<p>新大宮上尾道路の上尾市堤崎から桶川北本インターチェンジまでの整備スケジュールはどうなっていますか。</p>

事務局	上尾市堤崎から桶川北本インターチェンジ区間は、事業化されておらず、現時点ではスケジュールは明らかになっておりません。
会長	沿道型サービス施設は、市街化調整区域となる田園ゾーンでも、現行制度の中で一定の要件のもと立地が許容されています。その中で、より前向きな意味を込め、沿道型サービス施設という文言を追加するのであれば、中心市街地をはじめ、市街地ゾーンの飲食施設等と田園ゾーンにおける沿道軸の沿道型サービス施設との役割分担など、市全体の需給バランスが課題となります。今後、桶川市の人口が減少する中で、郊外による新たな飲食店等の立地は、市街地における類似施設との競合が課題となります。
委員	中心市街地の飲食施設等との役割分担という意味では、「六次産業型のサービス施設」という限定的な施設用途とすることはどうでしょうか。 【意見】
事務局	上尾道路の沿道については、現行制度においても一定の要件のもと、ガソリンスタンド、飲食店など、道路利用者の便益施設としての沿道サービス施設の立地は可能となっています。具体の立地については、市場性もあり、現在と将来の道路交通量などを踏まえ、民間企業が進出の可否を判断していくこととなります。今回、土地利用の基本方針である「広域交通網をいかすまちづくり」のひとつとして、昨今の物流需要の高まりを踏まえ、広域幹線道路となる上尾道路の沿道に「物流施設など」を加えたものです。
会長	ここまでの議論を踏まえますと、「沿道型サービス施設」は、一定の要件がありますが、現行制度で立地が許容されています。また、道路利用者の便益施設としての沿道サービスの枠を超えた土地利用は、市街地における類似施設との需給バランス、ひいては都市構造に課題が生じます。このため、あえて沿道型サービス施設は記述せずに、事務局案の通りとすることよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	他に土地利用について、ご意見ご質問のある方はいらっしゃいますか。
委員	資料3.P4.⑤公園・みどりの拠点について、説明文では既存の公園のみ充実していくというような印象を受けます。耕作放棄地の議論もありましたが、自然資源をいかしたネイチャーパークなど、新たな切り口の公園もあってよいと思います。市域として、公園が不足している地域もあると思いますが、公園の拠点配置の考え方はどのように整理していますか。 【意見】
事務局	公園については、城山公園、駅西口公園、子ども公園わんぱく村の3つを市域のバランスを踏まえ拠点としています。委員のご指摘のとおり、既成市街地を中心に公園が不足している地域があります。こういった点については、政策の「環境・みどりに関する分野」を踏まえ、前期基本計画や

	関連諸計画の中で、公園やオープンスペースの確保などについて、整理していきます。
会長	公園やオープンスペースについては、憩いの空間や子どもの遊び場、都市防災の観点からも重要です。この点については、前期基本計画や関連諸計画に確保策などについて位置付けていただければと思います。また、今回、議論の中で委員の皆様からいただいたご意見についても、同様に位置づけなどを検討してください。
事務局	承知しました。
会長	他に土地利用について、ご意見のある方はいらっしゃいますか。無いようでしたら、私からもひとつ提案させていただきます。 資料3.P1.(1)土地利用の基本方針について、「適切な土地利用の誘導を図る」とありますが、この部分は「適切な土地利用の誘導と規制を図る」という表現にしてはどうでしょうか。 昨今、自然災害が激甚化、頻発化し、土砂災害などの恐れがある災害レッドゾーンでの開発規制など、開発誘導と立地規制のメリハリをつけることが求められています。今回、上尾道路の沿道軸で議論があった市街化調整区域や自然的土地利用の保全も規制の一つです。こうしたことを踏まえ、「規制」という文言も明記した方がよいと思いますが、いかがでしょうか。
委員	異議なし。
事務局	それでは、「適切な土地利用の誘導と規制を図る」という表現に改めさせていただきます。
議事 (3) 計画の名称について	
事務局	計画の名称について説明(口頭)。
会長	量から質的な充実を求めるまちづくりとして、次期計画では、計画の名称から「振興」をとり、「第六次総合計画」とする提案でした。 このことについて、何かご意見ご質問はありますか。
委員	なし。
会長	それでは、次期計画の名称については、「桶川市第六次総合計画」としたいと思いますが、よろしいでしょうか。
委員	異議なし。
その他 4 事務連絡等	
会長	それでは、事務連絡等について、事務局から何かありますか。
事務局	資料4として、これまで審議会でご議論いただいた内容を、桶川市第六次総合計画基本構想(素案)としてまとめております。 本日いただいたご意見を踏まえ、内容を一部修正の上、9月上旬から10月上旬にかけ、パブリック・コメントを実施する予定です。

	また、次回審議会は10月下旬の開催を予定しております。
会長	パブリック・コメントに向けて、事務局にて基本構想（素案）の文章等、改めて全体を校正いただき、修正等があった場合については、該当箇所を私が確認するという流れで、作業を進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	以上をもちまして、第7回桶川市振興計画審議会を閉会いたします。慎重なご審議ありがとうございました。